

薩摩川内市における『屋外広告物法及び県屋外広告物条例』の概要

屋外広告物とは、屋外で常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであり、看板・立看板・はり紙・はり札・広告塔・広告板等を言い、表示内容や表示目的は問わない。

□ 県条例の目的

- ・ 良好な景観の形成若しくは美観風致の維持（周囲の景観と調和した適正な広告物の表示）
- ・ 公衆に対する危害防止

□ 鹿児島県屋外広告物条例の概要

- * 禁止広告物・禁止物件・禁止地域・制限地域などの規制
- * 禁止地域及び制限地域の広告物表示に対する薩摩川内市の許可
- * 許可を受けようとする場合の手数料徴収
- * 屋外広告業の届出及び屋外広告物についての講習会開催（権限移譲は行わない）
- * 違反広告物に対する措置 等

□ 禁止広告物 —表示してはならないもの

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下の恐れがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの利用を妨げるもの
- (5) 道路交通の安全を阻害する恐れのあるもの

□ 禁止物件

- (1) 原則として全ての**広告物を表示・設置**できないもの

- ① 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
- ② 石垣、擁壁その他これに類するもの
- ③ 街路樹、路傍樹等
- ④ 信号機、道路標識、道路上のさく、こま止め、里程標、カーブ・ミラーその他これに類するもの
- ⑤ 電柱、街灯柱その他電柱に類するもので知事が指定するもの
- ⑥ 消火栓、火災報知器、火の見やぐら
- ⑦ 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電等及び電線共同溝地上機器
- ⑧ 送電塔、送受信塔及び照明塔
- ⑨ 煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- ⑩ 銅像、神仏像、記念碑の類

- (2) はり紙、はり札、立看板の表示ができないもの

電柱、街灯柱、その他電柱に類するもの、アーケードの支柱、バス停留所の上屋の支柱

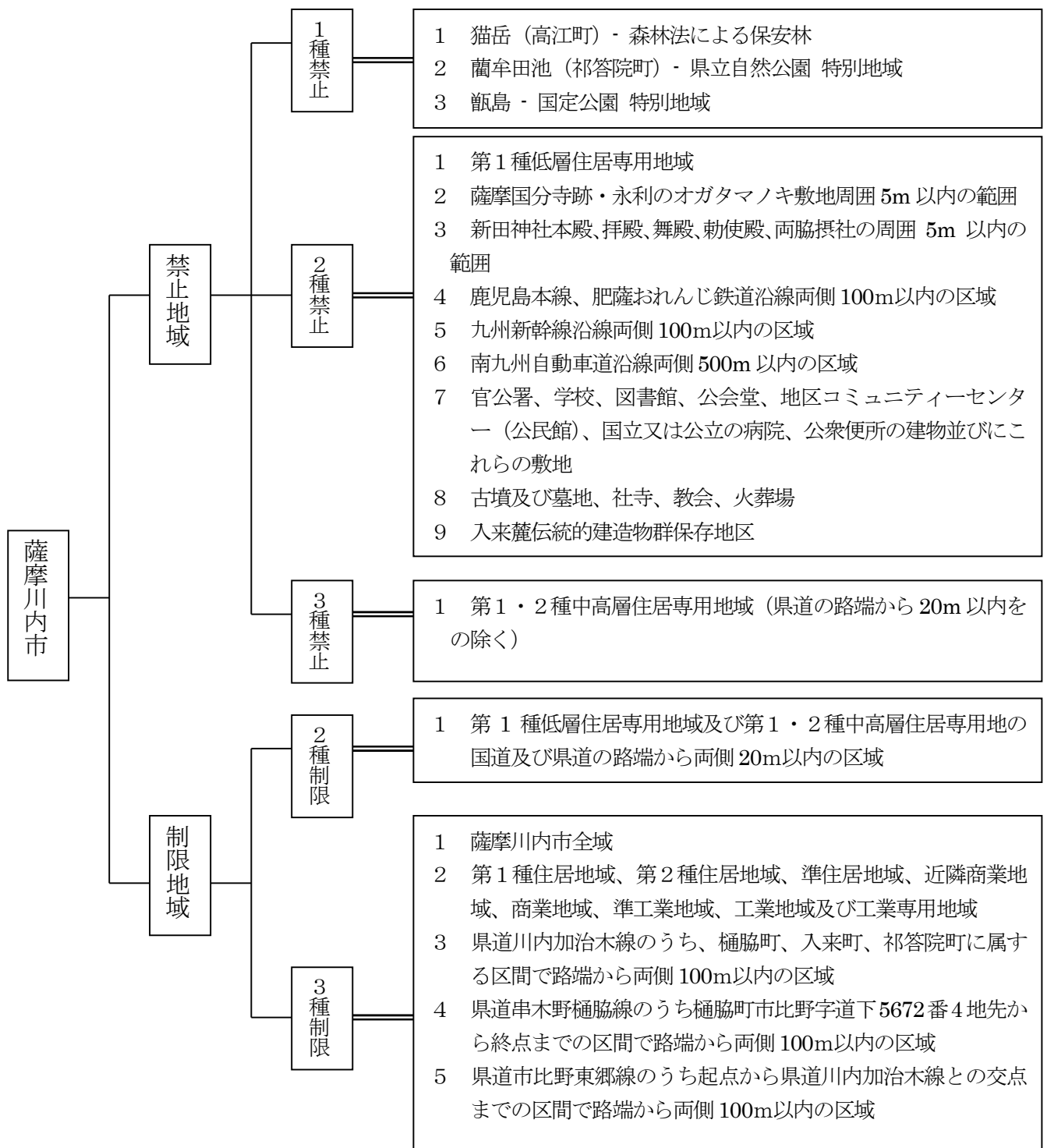
- (3) 直書きの禁止されているもの

道路の路面及び屋根

□ 許可期間—それぞれの物件で許可期間が定められています

- ・ はり紙、はり札、気球広告 1月以内
- ・ 立看板、広告網（のぼり旗等） 6月以内
- ・ その他の広告物 3年以内（許可期間の始期は原則として許可の日）

□ 薩摩川内市内における禁止地域・制限地域



注1) 第2種禁止地域からの除外される地域 : 条例第3条(13)→ 第3種制限地域

(第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域)

注2) 複数の地域区分に該当する場合は、禁止又は制限の度合いが最も厳しい地域区分に該当するものとする。

□ 広告物ごとの個別基準

(禁止地域内(『案内広告物』以外は自家用広告物のみ)及び制限地域内で許可を受ければ表示できるもの)

広告物の種類	地域区分 項目	禁 止 地 域			制 限 地 域	
		第1種	第2種	第3種	第2種	第3種
野 立 広告物	地上から広告物 上端までの高さ	5 m以下		1 0 m以下	1 5 m以下	
	表示面積の合計	3 m ² 以内	1 0 m ² 以内	1 5 m ² 以内	2 5 m ² 以内	3 0 m ² 以内
		表示部分は回転しないこと				
壁 面 広告物	表示面積の割合	壁面面積の 1/5 以内		壁面面積の 1/3 以内		2/5 以内
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一内容の広告物の表示個数：1 壁面につき 1 個 ・ 壁面内からはみ出さないこと ・ 窓等の開口部分をふさがないこと 				
突 出 広告物	地上から広告物 下端までの高さ	2.5m以上	歩道上：2. 5 m以上 車道上：4. 5 m以上			
	表 示 面 積	1 m ² 以内	2 m ² 以内	1 0 m ² 以内	2 0 m ² 以内	3 0 m ² 以内
	1 壁面あたりの列数	1 列		2 列以内		
	壁面からの突出幅	1 m以下	1. 5 m以下			
	公道上への突出幅	突出さない	1 m以下			
		広告物の上端が建物の屋上面から上にでないこと				
屋 上 広告物	広 告 物 の 高 さ	禁止	地上から広告物の設置箇所までの高さの 2/3 以下			
			5 m以下	1 0 m以下	1 5 m以下	—
	地上から頂点の高さ		3 0 m以下		4 6 m以下	
	表 示 個 数		建物 1 棟につき 1 個			—
			建物の壁面の垂直線からはみ出さないこと			
街灯柱の そで付き 広告物	地上から広告物の 下端までの高さ	禁止	歩道上：2. 5 m以上 車道上：4. 5 m以上			
	突 出 幅		横0. 5 m以下、縦1. 1 m以下			
	1 面の表示面積		0. 5 m ² 以内			
	表 示 個 数		1 本につき 1 個			
	地 色		地色に赤色、黄色を使用しないこと			
			同一の商店街、通り会等においては、同一の規格			
電柱、消火 栓標識柱 のそで付 き広告物	地上から広告物の 下端までの高さ	禁止	歩道上：2. 5 m以上 車道上：4. 5 m以上			
	突 出 幅		電柱： 横0.5m以下、縦1.1m以下 消火栓標識柱： 横0.8m以下、縦0.5m以下			
	1 面の表示面積		電柱：0. 5 m ² 以内 消火栓標識柱：0. 4 m ² 以内			
	表 示 個 数		1 本につき 1 個			
	地 色		地色に赤色、黄色を使用しないこと			
アーケード のつり下げ 又はそで付 き広告物	地上から広告物の 下端までの高さ	禁止	歩道上：2. 5 m以上 車道上：4. 5 m以上			
	1 面の表示面積		0. 5 m ² 以内			
	表 示 個 数		1 本につき 1 個			
			同一アーケードでは、同一の規格			

広告物の種類	地域区分 項目	禁 止 地 域			制 限 地 域	
		第1種	第2種	第3種	第2種	第3種
電柱等巻付け広告物	表示個数	禁止			1本につき2個以内	
	縦の長さ				1. 5m以下	
	地上から広告物 下端までの高さ				1. 2m以上	
	地色				地色に赤色、黄色を使用しない	
立看板	表示部分	禁止			縦2m以下 幅1m以下	
	看板相互の距離				同一のものが表示する立看板の相互の距離は5m以上	
広告旗	表示部分	禁止			縦5m以下 幅1m以下	
	看板相互の距離				同一のものが表示する広告旗の相互の距離は5m以上	
懸垂幕 横断幕	表示部分	禁止			長さ1.2m以下 幅1m以下	
	地上から広告物 下端までの高さ				歩道上：2. 5m以上 車道上：4. 5m以上	
はり紙 はり札	表示面積	禁止			1枚につき1㎡以内	
					建物等にのり付けしない	
アーチ型 広告物	アーチ全体の長さ	禁止			1.2m以下	
	広告物の縦の長さ				1m以下	
	地上から広告物 下端までの高さ				歩道上：2. 5m以上 車道上：4. 5m以上	
気球広告 (アド・バルーン)	気球の高さ	禁止			取付位置からの垂直距離は5.0m以下	
					取付位置が危険物から離れていること	
案内 広告物	表示面積の合計	1個につき 1㎡以内	1個につき2㎡以内		広告物ごとの個別基準が守られているもの	
	地上から広告物 上端までの高さ	2m以下	5m以下			
	表示個数	1路線につき1個				
	表示条件	案内のための必要な文字、記号、地図等を表示してものものであり、事業所等が幹線道路に面していないこと				

□ 総量規制

広告物を表示する場合、地域区分により一区画の土地又は一建築物の敷地において表示できる広告物（野立広告物、壁面広告物、突出広告物、屋上広告物及び広告網）の面積合計の最大値が定められている。

地域区分 項目	禁 止 地 域			制 限 地 域	
	第1種	第2種	第3種	第2種	第3種
合計面積	10㎡	20㎡	30㎡	80㎡	—

□ 適用除外

禁止地域、禁止物件及び制限地域の規制対象から除外される広告物がある。

(自家用広告物・管理用広告物・自動車広告物・案内広告物・公共広告物)

1 禁止地域内及び制限地域内で許可手続きを受けずに表示できるもの

- ① 自家用広告物（自己の氏名、名称、店名、商標、事業や営業の内容を自己の住所、事業所、営業所、作業場等に表示するもの）

項目	地域区分	禁 止 地 域			制 限 地 域	
		第1種	第2種	第3種	第2種	第3種
表示面積の合計		2 m ² 以内	5 m ² 以内		10 m ² 以内	20 m ² 以内

- ② 管理用広告物（自己の管理する土地若しくは物件に管理上の必要に基づき表示するもの）

項目	地域区分	禁 止 地 域			制 限 地 域	
		第1種	第2種	第3種	第2種	第3種
表示面積の合計		2 m ² 以内			5 m ² 以内	
地上から広告物上端までの高さ		野立広告物については5 m以下				

※①、②とも広告物の種類ごとに許可基準をみたまもの（表示面積に関する基準を除く）

- ③ 塀・シャッター等広告物（工事現場の板塀等の仮囲い、店舗、倉庫、車庫のシャッター等に表示するもの）

- ・ 宣伝用でないこと
- ・ 直書き（塗料等を直接塗布）またはこれに類する方法で表示するもの
- ・ 工事現場の板塀等の表示は、工事施行期間内であること
- ・ シャッターに管理上の必要から店名等を表示する場合、表示面積は、0.5 m²以内でかつ、表示箇所は、1面につき1箇所

- ④ 自動車広告物

- ・ 表示は、車両の左右及び前後の側面
- ・ 面積は、左右の側面各4 m²以内、前後の側面各1 m²以内（広告宣伝用自動車は、表示面積の合計が、20 m²以内）
- ・ 中間色又は同系統の色で、かつ使用する色の種類が少ないこと

2 禁止物件に許可を受けずに表示できるもの

- ① 石垣、擁壁類、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、銅像、神仏像、記念碑等に表示する自家用広告物

項目	地域区分	禁 止 地 域			制 限 地 域	
		第1種	第2種	第3種	第2種	第3種
表示面積の合計		2 m ² 以内	3 m ² 以内		5 m ² 以内	

- ② 禁止物件の所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する場合

- ・ 表示は、管理する物件1件につき1箇所
- ・ 表示面積は、1 m²以内

3 公共広告物

国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物のうち、面積が10㎡を超えるか、又は高さが5mを超えるものは、事前に届出が必要。ただし、官公署の建物及び敷地に表示するものは届出の必要なし。

広告物を表示する者の義務

- 1 許可の表示 許可を受けた場合、その旨の表示が必要です。許可の際に交付される証票（ステッカー）は必ず貼付してください。
- 2 管理義務 設置した広告物については、補修その他必要な管理を怠らないように良好な状態を保持しなければなりません。
- 3 点検義務 はり紙、はり札、立看板、広告網を除く全ての広告物は点検をしなければなりません。
- 4 除却義務 広告物を表示するの必要がなくなったとき、許可期間が満了したとき又は許可が取り消されたときは、当該広告物を除却するとともに除却したときは、市役所へ届け出なければならない。
- 5 管理者・点検者の設置義務
許可を受けて表示した広告物で、面積が10㎡を超えるか又は高さが4mを超えるものは管理者を設置し、点検者が点検を行い（更新許可申請前3カ月以内）その結果報告を行う必要があります。

	管理者	点検者
資格	屋外広告士、職業訓練指導員免許保持者（広告美術科又は帆布製品科）、技能検定合格者（広告美術仕上げ又は帆布製品製造）・職業訓練修了者（広告美術科又は帆布製品科）、建築士、電気工事士、電気主任技術者	屋外広告士、職業訓練指導員免許保持者（広告美術科又は帆布製品科）、技能検定合格者（広告美術仕上げ又は帆布製品製造）・職業訓練修了者（広告美術科又は帆布製品科）、建築士、電気工事士、電気主任技術者、屋外広告物点検技能講習修了者
業務	補修、除却等の管理	点検、安全点検結果報告書（更新許可申請時に添付）作成

違反広告物に対する措置

- 1 措置命令 禁止広告物の規定や管理義務に違反している場合は、改修、移転、修繕等の措置が命ぜられることとなります。
- 2 除却命令 禁止地域、禁止物件、制限地域の規定に違反している場合、除却義務に違反している場合、措置命令に従わない場合等は、除却等の措置が命ぜられることとなります。
- 3 立入検査 条例の施行上必要な範囲において、広告主や広告物の管理者から資料等の提出を求め、又は広告物のある土地や建物に立入検査させることができる。

罰 則

条例に違反した場合、罰金刑に処せられることがあります。

- 1 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金・・・登録を受けずに屋外広告業を営んだとき
不正手段により登録を受けたとき
営業停止命令に違反したとき
- 2 50万円以下の罰金・・・除却命令に従わなかったとき
- 3 30万円以下の罰金・・・禁止地域・禁止物件、制限地域の規定に違反して広告物を表示したとき

広告物を変更、改造するときに許可をうけなかったとき
広告物を除却すべきときに除却しなかったとき
措置命令に従わなかったとき
登録事項の変更届出をしなかったり、虚偽の届出をしたとき
業務主任者を選任しなかったとき

- 4 20万円以下の罰金・・・立入検査等の拒否等
- 5 5万円以下の過料・・・廃業等の届出を怠ったとき